

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 粒子状物質を削減することにより生活環境の保全を図ることが特に必要であると認められる地域の一部改正 （県例規集登載）	環境管理課		目次	
○ 特定施設の構造等変更許可申請	〃			
○ 特定施設の設置許可申請	健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	〃			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	〃			
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	長寿社会課			
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	〃			
○ 保安林の指定施業要件の変更	治山課			
○ 道路の区域変更	道路整備課			
【公告】				
○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞	水産課			
				担当課（室）

◎岡山県告示第十二号

平成十六年岡山県告示第六百七十号（粒子状物質を削減することにより生活環境の保全を図ることが特に必要であると認められる地域）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表の岡山市の項中「北区奉還町四丁目」の下に「、南区芳泉一丁目、南区芳泉二丁目、南区芳泉三丁目、南区芳泉四丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成二十七年一月三十一日から施行する。

◎岡山県告示第十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社 岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後	
種	類	46-イ 水洗施設 R-7-6		46-イ 水洗施設 R-7-6	
能	力	8.0m ³ /h		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水の通常の値並びに最大値の概要	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	25.6	30.4	同左	
	p H	0.5~2.5	0.5~2.5		
	C O D (mg/ℓ)	760	1,000		
	S S (mg/ℓ)	33	57		
	油 分 (mg/ℓ)	32	41		
	T-N (mg/ℓ)	17	20	1,150	1,353
	T-P (mg/ℓ)	0.4	0.6	同左	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-		
	ふっ素 (mg/ℓ)	<0.1	55		
	ほう素 (mg/ℓ)	<0.1	14		
	ベンゼン (mg/ℓ)	<0.01	0.1		
	ジクロロメタン (mg/ℓ)	-	-		
	チウラム (mg/ℓ)	-	-		
	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	-	-		
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	6.8	8	460	541

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理施設No. 1				同左			
種 類		中和槽，調整槽，沈殿槽，曝気槽，反応槽，凝集槽							
構 造		S U S ， R C							
主 要 寸 法		23.9×8.9×6.2H							
能 力		460m ³ ／日							
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，吸着							
工事着手予定年月日		－				許可後直ちに			
工事完成予定年月日		－				工事着手後直ちに			
使用開始予定年月日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその概要		連続24時間				同左			
使用時における汚水等の性状及びその概要 当該排水の常時排出の汚水及びその性状並びに最大値及び最小値並びにその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	143.4	220.1	143.4	220.1	同左			
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5	7.0～8.0	7.0～8.0				
	C O D（mg／ℓ）	394	631	98	147				
	S S（mg／ℓ）	33	57	10	15				
	油 分（mg／ℓ）	32	41	1.5	1.9				
	T－N（mg／ℓ）	44	57	44	57	65	84	65	84
	T－P（mg／ℓ）	8.5	12.3	8.14	11.7	同左			
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	－	－	－	－				
	ふっ素（mg／ℓ）	<0.1	55	<0.1	55				
	ほう素（mg／ℓ）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1				
	ベンゼン（mg／ℓ）	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン（mg／ℓ）	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	チウラム（mg／ℓ）	ND	ND	ND	ND				
	1,4-ジオキサン（mg／ℓ）	<0.05	2.8	<0.05	2.8				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／ℓ）	3.4	4.9	3.3	4.7	26.0	33.6	26.0	33.6

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理施設No. 2				同左			
種 類		中和槽，調整槽，沈殿槽，曝気槽，反応槽，凝集槽							
構 造		S U S， R C							
主 要 寸 法		23.85×8.6×9.0H							
能 力		700m ³ ／日							
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，吸着							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその概要		連続24時間				同左			
使用時における排水の性状及びその概要 （排水の性状及びその概要）	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	250.0	400.0	250.0	400.0	同左			
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5	7.0～8.0	7.0～8.0				
	C O D（mg／ℓ）	394	631	98	147				
	S S（mg／ℓ）	33	57	10	15				
	油 分（mg／ℓ）	32	41	1.5	1.9				
	T－N（mg／ℓ）	44	57	44	57	65	84	65	84
	T－P（mg／ℓ）	8.5	12.3	8.14	11.7	同左			
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	－	－	－	－				
	ふっ素（mg／ℓ）	<0.1	55	<0.1	55				
	ほう素（mg／ℓ）	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1				
	ベンゼン（mg／ℓ）	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン（mg／ℓ）	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	チウラム（mg／ℓ）	ND	ND	ND	ND				
	1,4-ジオキサン（mg／ℓ）	<0.05	2.8	<0.05	2.8				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／ℓ）	3.4	4.9	3.3	4.7				

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理施設No. 3				同左			
種 類		中和槽，調整槽，沈殿槽，曝気槽，反応槽，凝集槽							
構 造		FRP，RC							
主 要 寸 法		27.5×14.5×6.6H							
能 力		1,050m³／日							
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，吸着							
工事着手予定年月日		－				許可後直ちに			
工事完成予定年月日		－				工事着手後直ちに			
使用開始予定年月日		－				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその概要		連続24時間				同左			
使用時に排水の最も多い状況及びその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	430.0	570.0	430.0	570.0	同左			
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5	7.0～8.0	7.0～8.0				
	COD (mg／ℓ)	394	631	98	147				
	SS (mg／ℓ)	33	57	10	15				
	油 分 (mg／ℓ)	32	41	1.5	1.9				
	T－N (mg／ℓ)	44	57	44	57				
	T－P (mg／ℓ)	8.5	12.3	8.14	11.7	同左			
	大腸菌群数 (個／cm³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg／ℓ)	<0.1	55	<0.1	55				
	ほう素 (mg／ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1				
	ベンゼン (mg／ℓ)	<0.01	0.1	<0.01	<0.01				
	ジクロロメタン (mg／ℓ)	<0.01	0.02	<0.01	<0.01				
	チウラム (mg／ℓ)	ND	ND	ND	ND				
	1,4-ジオキサン (mg／ℓ)	<0.05	2.8	<0.05	2.8				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／ℓ)	3.4	4.9	3.3	4.7				

(5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	末端排水口			
区 分	変 更 前		変 更 後	
	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m ³ /日)	7,696.4	9,989.1	同左	
p H	7.0～8.0	7.0～8.0		
C O D (mg/ℓ)	12.1	20.0		
S S (mg/ℓ)	9.3	20.0		
油 分 (mg/ℓ)	0.1	0.3		
T－N (mg/ℓ)	5.0	10.0	8.0	16.0
T－P (mg/ℓ)	1.0	1.5	同左	
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	－		
ふっ素 (mg/ℓ)	1.3	12.0		
ほう素 (mg/ℓ)	4.4	5.6		
ベンゼン (mg/ℓ)	<0.01	<0.01		
ジクロロメタン (mg/ℓ)	<0.01	<0.01		
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	<0.05	0.3		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	2.0	4.0	3.2	6.4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年 1 月13日から同年 2 月 3 日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 住友電工焼結合金株式会社

住 所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏 名 代表取締役社長 林 哲也

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃	止	新	設	新	設	新	設
種	類	63ーイ 金属製品製造業の用に供する焼入れ施設		同左		同左		65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	1,000 k g / 日		800 k g / 日		1,000 k g / 日		4,000個 / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成27年3月14日		平成27年2月15日		平成27年4月30日		平成27年3月14日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成27年3月15日		平成27年3月1日		平成27年5月24日		平成27年3月15日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		平成27年3月7日		平成27年5月29日		平成27年3月16日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	3.84	0	0.05	0	3.85	0	0.5
	p H	6.0～6.5	5.8～6.7	同左		同左		8～10	8～10
	B O D (mg/ℓ)	15	30					230	500
	C O D (mg/ℓ)	4,600	7,000					810	1,000
	S S (mg/ℓ)	130	260						
	油 分 (質量%)	95	99						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年1月13日から同年2月3日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十三日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太

ケンセイ薬局

倉敷市玉島阿賀崎二一―五

平成二十六年十二月一日

虹の薬局玉島店

倉敷市玉島柏島五二〇九―一五

平成二十六年十二月一日

エスマイル薬局井原店

井原市芳井町与井四四―一

平成二十七年一月一日

◎岡山県告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

虹の薬局玉島店

倉敷市玉島柏島五四二四一七

平成二十六年十一月三十日

ケンセイ薬局

倉敷市玉島中央町二二二一〇

平成二十六年十二月一日

川上薬局

倉敷市阿知二一三一二六

平成二十七年一月三十一日

◎岡山県告示第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年一月十三日

指定を更新した医療機関

名 称

イオン薬局津山店

所 在 地

津山市河辺一〇〇〇一

更新年月日

平成二十七年一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランサービスふくふく

2 所在地

岡山県赤磐市周匝一五四五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社みどり

2 所在地

岡山県和気郡和気町田原下七九五番地一

三 指定年月日

平成二十七年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一三一三

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所スマイルケア

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社スマイルケア

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四番地

3 指定年月日

平成二十七年一月一日

4 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九三一

5 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

飛鳥の里三清荘居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県笠岡市関戸八三七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人経山会

2 所在地

岡山県総社市久米四八番地の一

三 指定年月日

平成二十七年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九一四

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターはくせん

2 所在地

岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地	
二	事業者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称
	株式会社博千
2	所在地
	岡山県勝田郡勝央町岡四五九番地
三	指定年月日
	平成二十七年一月一日
四	介護保険事業所番号
	三三七三六〇〇五九六
五	サービスの種類
	居宅介護支援

◎岡山県告示第十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアメディカル

2 所在地

岡山県高梁市落合町阿部一八四一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アンビシヤス

2 所在地

岡山県高梁市川端町五番地二

三 指定年月日

平成二十七年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六五〇

五 サービスの種類

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 福本和気線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市上山字カガリ三六九三番一地先から 美作市上山字カガリ三六九三番一三地先まで	新	八・六〇 六〇・〇	一八八・五
美作市上山字カガリ三六九三番一地先から 美作市上山字カガリ三六九三番一三地先まで	旧	三・八〇 一七・〇	一八八・五

平成27年1月13日 岡山県公報 第11651号

〔七〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聴聞を行う。

平成二十七年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

- | | |
|----------------------|-------|
| 岡山県備前市日生町寒河二四五八番地一六〇 | 櫻井 弘行 |
| 岡山県浅口市寄島町一二一五五番地九二 | 中濱 真一 |
| 岡山県倉敷市玉島黒崎新町一四番地七 | 岡部 智光 |
| 岡山県笠岡市笠岡二四三〇番地二二 | 黒田 澄清 |
| 岡山県備前市日生町日生三三八九番地二 | 山脇 栄 |
| 岡山県笠岡市神島五六八三番地 | 高丸 一夫 |
| 岡山県備前市日生町日生二四六七番地三 | 川崎 哲也 |
| 広島県福山市走島町四二〇番地 | 小林八九十 |
| 兵庫県たつの市御津町室津七八番地 | 小嶋 巖 |

二 期日

平成二十七年一月二十七日午前九時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県庁七階水産課会議室